

証券コード：7827
2026年1月9日
(電子提供措置の開始日2026年1月6日)

株主各位

広島県福山市松永町六丁目10番1号

株式会社オービス
代表取締役社長 中浜 勇治

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第66回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://orvis.co.jp/ir_data/



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



上記ウェブサイトにアクセスしていただき、当社名又は証券コード「7827」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

[画面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年1月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、2026年1月28日（水曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

敬 興

記

1 日 時 2026年1月29日（木曜日）午前10時
2 場 所 広島県福山市南松永町四丁目10番10号
木材会館山陽ビル5階大会議室

3 目的事項

報告事項

1. 第66期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第66期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以上

-
- (注) 1 当日、本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
3 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。(当日ご出席の場合は、郵送「議決権行使書」又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。)

日 時

2026年1月29日(木曜日)
午前10時



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年1月28日(水曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権 行使される場合

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年1月28日(水曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 枚
○○○○ 御中
XXXXX年 X月XX日
見本
スマートフォン用
議決権
アカウント
ログインQRコード
○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・第2号議案

- 賛成の場合 > 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 > 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

複数回行使された場合の議決権の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

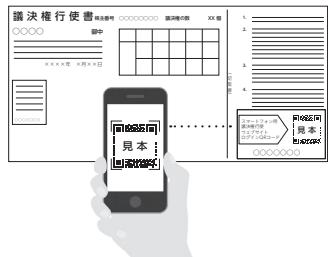
インターネットによる議決権行使のご案内

(インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。)

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

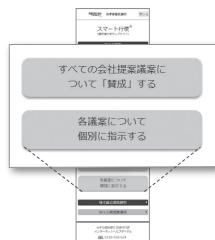
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



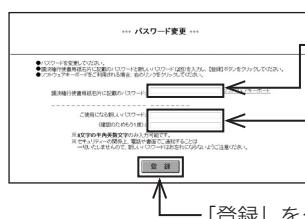
「次へすすむ」をクリック

- 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「次へ」をクリック

- 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「登録」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

事業報告

(2024年11月1日から2025年10月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年11月1日～2025年10月31日）のわが国経済は、インバウンド需要の拡大や積極的な賃上げによる所得環境の改善が進み、企業の設備投資にも持ち直しの動きがみられるなど、景気は内需主導で緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、米国関税政策に起因するサプライチェーンの変化や原材料・資源価格の高止まりによって、国内外の経済活動に与える影響が引き続き懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、前連結会計年度にグループ入りした寿鉄工株式会社（ハウス・エコ事業）において、大型溶接口ボットの導入を行うなど、生産能力の向上及び増強に努めてまいりました。また、軽量鉄骨と重量鉄骨双方の製作が可能となることで提案力と営業力が高まり、新たな顧客層へのアプローチも始まっております。

その結果、売上高はM&A効果も上乗せされ126億39百万円（前期比110.4%）、営業利益は6億58百万円（前期比113.6%）、経常利益は6億43百万円（前期比111.3%）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億21百万円（前期比97.0%）となりました。

これにより、純資産は前連結会計年度末の54億7百万円から57億13百万円となり、自己資本比率は43.4%から45.4%となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。営業損益につきましては、全社費用等配分前で記載しております。

（木材事業）

梱包用材等の業界におきましては、米国関税政策の影響や中国経済の低迷を受けて木箱を使用する輸出関連の荷動きが鈍化するなど、依然として厳しい受注環境が続いております。

このような環境のもと、対ドル円ベースで上半期は150円を超える円安水準の原材料（N Z丸太）を製材したことや記録的な猛暑による虫害の発生（原材料の一部）が歩留率の低下を招き、運送コスト・港湾荷役の上昇と相まって収益性が低下いたしました。一方、船舶運賃や為替動向等に大きく左右される外国産材から価格の安定している国産材への切り替えがさらに加速し、これを受けて国産杉の生産比率を高めて対応するなど、梱包マーケットが低迷を続ける中、フル生産に近い受注量を確保いたしました。また、大手企業からスタートアップに至るまでの数多くの企業との取引実績を積み上げ、ノウハウを蓄積することによって、競争力の強化に努めてまいりました。

その結果、売上高は74億42百万円（前期比101.3%）、営業利益は3億1百万円（前期比70.2%）となりました。

(ハウス・エコ事業)

建設業界におきましては、公共投資はインフラ整備を中心として堅調に推移し、民間の設備投資についても回復傾向がみられるものの、建設資材価格や技能労働者不足による労務費の高騰が建設コスト全体の上昇につながるなど、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、受注量の確保を最優先課題とし、提案力及び品質等を含めた総合的な競争力向上への取り組みにより、大型物件の受注獲得に努めるとともに、資材価格や外注費の高騰に対しては販売価格への転嫁を推し進めてまいりました。また、前連結会計年度にグループ入りした寿鉄工株式会社の業績が通期で寄与いたしました。

これにより、売上高の増加に伴う売上総利益の伸長に加えて、受注時採算性の改善や内製化比率の拡大による原価低減により、売上総利益率が向上いたしました。

その結果、売上高は43億57百万円（前期比134.0%）、営業利益は3億51百万円（前期比241.5%）となりました。

(太陽光発電売電事業)

一部のメガソーラー発電所においてパワーコンディショナーの故障があったものの、早い梅雨明け後から天候に恵まれたことから、売電収入は前期実績をわずかに上回りました。

なお、現在3県15ヶ所の太陽光発電所を運営し、総発電容量は約13メガワットとなっております。

その結果、売上高は4億56百万円（前期比102.0%）、営業利益は3億2百万円（前期比106.2%）となりました。

(ライフケア事業)

ゴルフ場業界におきましては、コロナ禍を契機に急伸した来場者数は2022年度をピークに一服感がみられ、行動制限の緩和に伴う他レジャーへの移行・分散が進んでおります。また、猛暑による入場者の減少や諸物価高騰によるコスト増に加えて、ゴルフ場間の集客競争が一層激化するなど、厳しい事業環境が続いております。

このような環境のもと、引き続きコース管理の充実に努めるとともに、クラブハウス内の照明設備や進入路の整備等、計画的な修繕を実施いたしました。また、当ゴルフ場は開場50年を迎え、9月から無料にてご参加いただける「開場50周年記念ロングランコンペ」を開催するなど、集客力の向上を図ってまいりました。

その結果、売上高は3億82百万円（前期比100.5%）、営業利益は49百万円（前期比71.4%）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は2億51百万円であり、その主なものは、寿鉄工株式会社（ハウス・エコ事業）の溶接口ボットシステムの取得によるものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき重要な資金調達はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	期別	第63期 (2022年10月期)	第64期 (2023年10月期)	第65期 (2024年10月期)	第66期 (当連結会計年度) (2025年10月期)
売上高(百万円)		—	—	11,444	12,639
経常利益(百万円)		—	—	578	643
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)		—	—	434	421
1株当たり当期純利益(円)		—	—	246.65	238.24
総資産(百万円)		—	—	12,460	12,587
純資産(百万円)		—	—	5,407	5,713
1株当たり純資産額(円)		—	—	3,062.52	3,220.33

(注) 1 第65期より連結計算書類を作成しておりますので、第64期以前の状況は記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	期別	第63期 (2022年10月期)	第64期 (2023年10月期)	第65期 (2024年10月期)	第66期 (当事業年度) (2025年10月期)
売上高(百万円)		11,338	11,596	11,301	11,721
経常利益(百万円)		792	673	651	620
当期純利益(百万円)		541	759	486	426
1株当たり当期純利益(円)		309.51	432.54	275.83	240.86
総資産(百万円)		12,996	12,212	12,147	12,256
純資産(百万円)		4,322	5,042	5,459	5,767
1株当たり純資産額(円)		2,466.63	2,865.98	3,091.67	3,250.72

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
寿鉄工株式会社	30,000千円	100.0%	鋼構造物の製造

(10) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、ウクライナや中東地域をめぐる止まない国家間の争いに加えて、米国の関税政策や中国経済の景気低迷、資源価格高騰による物価上昇など、依然として先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような環境のもと、木材事業におきましては、新市場・新規顧客の開拓や顧客ニーズに応じた新明細の取扱いと柔軟な対応、既存顧客の潜在的需要の掘り起こしに注力してまいります。また、一本一本が異なる材質（節・曲がり等）の原材料（丸太）を製材することから、製材機械のトラブルを未然に防止することやトラブル発生時に短期間で復旧を可能とするための設備投資を行い、さらなる生産効率の向上に努めてまいります。

ハウス・エコ事業におきましては、得意とする官公庁案件の学校施設関連の受注獲得に引き続き注力してまいります。また、事業領域の拡大と市場競争力の強化を目的とした設計課の新設による「設計力」、品質の高い軽量鉄骨と重量鉄骨の製作が可能な「製造力」、当社と寿鉄工株式会社の「営業力」

「連携力」に磨きをかけ、さらなる顧客満足度の向上に努めてまいります。そして変化する状況にスピード感を持って対応できるよう、組織の若返りを図るとともに、人材不足が叫ばれる建設業界にあって働き易くやり甲斐のある職場環境作りに努めるなど、人材確保と人材教育に注力してまいります。

一方、当社グループでは、2023年10月期～2027年10月期までの中期経営計画「NEXT STEP 10」の実現に向けて、事業の選択と集中へ大きく方針を転換し、その過程において不動産事業や不採算部門からの撤退を行いました。そして前連結会計年度には、建物規模の高さや延床面積の規定制限がなく、使用する鋼材の範囲が広い「Hグレード認定」取得の寿鉄工株式会社がグループ入り（ハウス・エコ事業）したことに加えて、最重要課題として位置付けている有望な若手を含めた成長意欲の高い人材を積極的に採用し、社内教育を行うことにより、優秀な人材へと育成していく体制がようやく整ってまいりました。

こうした状況を踏まえ、総合的に検討した結果、現行の中期経営計画の経営指標（2027年10月期）について、見直しを行いました。

経営指標

項目	期別	当期実績	中期経営計画（旧）	中期経営計画（新）	
		2025年10月期	2027年10月期	2027年10月期	新旧増減
売上高（百万円）		12,639	13,543	14,051	+507
営業利益（百万円）		658	1,002	1,026	+24
経常利益（百万円）		643	979	1,001	+21
親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）		421	647	672	+25
配当性向（%）		25	25	30	+5
1株当たり配当（予定）額（円）		60.00	95.00	113.00	+18.00

さらに、自己資本と有利子負債のバランス（D/Eレシオ0.8倍以内）が図られ財務体質の健全化が進んだことから、2026年10月期より配当性向の目安については、25%から30%への引き上げを実施いたします。

株主の皆様には、何卒一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

(11) 主要な事業内容（2025年10月31日現在）

梱包用材等の製造、販売、プレハブハウス・鋼構造物の製造、販売、仮設建物等のリース、一般建築及び太陽光発電システムの請負、自然エネルギー等による発電事業、ゴルフ場の運営を行っております。

(12) 主要な営業所及び工場（2025年10月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	広 島 県 福 山 市	名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 名 古 屋 市
福 山 工 場	広 島 県 福 山 市	大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市
広 島 工 場	広 島 県 東 広 島 市	広 島 営 業 所	広 島 県 広 島 市
東 京 営 業 所	東 京 都 千 代 田 区	中 須 ゴ ル フ 俱 樂 部	山 口 県 周 南 市
千 葉 営 業 所	千 葉 県 千 葉 市	そ の 他	5 ケ 所

② 子会社

名 称	所 在 地
寿 鉄 工 株 式 会 社	鳥 取 県 米 子 市

(13) 使用人の状況（2025年10月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
211名	+5名	46.1歳	12.9年

(注) 上記のほか、臨時雇用者は21名（1人1日8時間換算）であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
189名	+3名	45.9歳	12.2年

(注) 上記のほか、臨時雇用者は21名（1人1日8時間換算）であります。

(14) 主要な借入先の状況 (2025年10月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社広島銀行	1,240
株式会社日本政策金融公庫	829
株式会社中國銀行	587
株式会社商工組合中央金庫	553
株式会社もみじ銀行	442
株式会社山口銀行	262
株式会社百十四銀行	213
株式会社伊予銀行	171
株式会社三井住友銀行	104
株式会社山陰合同銀行	47
株式会社みずほ銀行	35
株式会社日本政策投資銀行	35
株式会社三菱UFJ銀行	18
みずほ信託銀行株式会社	3

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況（2025年10月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 7,000,000株
- ② 発行済株式の総数 1,775,469株（自己株式1,337株を含む）

(注) 2025年3月10日付の譲渡制限付株式報酬としての新株発行により、発行済株式の総数は8,365株增加しております。

- ③ 株主数 1,916名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千 株)	持 株 比 率 (%)
中 浜 勇 治	438	24.73
株 式 会 社 和 幸	164	9.26
肥 田 亘	50	2.82
藤 井 實	48	2.71
大阪中小企業投資育成株式会社	44	2.48
宇 藤 秀 樹	43	2.42
鹿 野 産 業 株 式 会 社	41	2.36
荻 野 幸 治	41	2.36
山 本 康 司	40	2.25
中 山 恒 一	26	1.50

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者
当社の取締役（社外取締役を除く。）	7,421株	7名

(注) 1 当該報酬は、譲渡制限付株式報酬であります。

2 上記以外に当社子会社の取締役2名に対して944株を交付しております。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年10月31日現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
中浜 勇治	代 表 取 締 役 社 長	寿鉄工株式会社 代表取締役社長
梅田 孝史	専 務 取 締 役 総 務 部 長	寿鉄工株式会社 取締役
谷本 泰	常 務 取 締 役 木 材 事 業 部 長	—
井上 清輝	取 締 役 経 理 部 長	寿鉄工株式会社 監査役
土田 光典	取 締 役 ハウス・エコ事業部長	寿鉄工株式会社 取締役
川岡 公次	取 締 役 ライフクリエイト事業部長 兼 経 営 企 画 室 長	寿鉄工株式会社 取締役
玉田 龍治	取 締 役 ハウス・エコ事業部統括部長	寿鉄工株式会社 取締役
小山 幹夫	取 締 役	—
松村 清治	監 査 役 (常 勤)	—
長井 紳一郎	監 査 役	山下・長井法律事務所 副所長 株式会社もみじ銀行 取締役監査等委員 (非常勤)
近藤 哲英	監 査 役	近藤哲英税理士事務所 所長

- (注) 1 取締役小山幹夫氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役松村清治、長井紳一郎及び近藤哲英の各氏は、社外監査役であります。
- 3 当社は、社外取締役である小山幹夫氏及び社外監査役である松村清治、長井紳一郎及び近藤哲英の各氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
- 4 監査役松村清治氏は、株式会社広島銀行において支店長等を長年に亘り経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 5 監査役長井紳一郎氏は、弁護士としての豊富な知識と経験があり、内部統制やコンプライアンス等に関する専門家としての知見を有しております。
- 6 監査役近藤哲英氏は、税理士として豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する専門家としての知見を有しております。
- 7 2025年1月30日開催の第65回定時株主総会において、玉田龍治氏が取締役に選任され、就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その決定方針の内容は以下のとおりです。

① 基本方針

取締役に求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責等を考慮し、これまでの経歴、職歴や職務等を勘案しつつ、適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には社内取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみとしております。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の金銭報酬は、月例の固定報酬のみとし、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。なお、役付取締役については、当社全体の業績を、事業部等の責任者については、事業部等の業績等を考慮して決定しております。

③ 非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）に、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において譲渡制限付株式を付与しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議で一任された代表取締役社長中浜勇治がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。なお、株式報酬の額については取締役会にて決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門、業績や会社運営への貢献等について評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長と社外取締役との間で意見交換を行い、社外取締役から適切な関与・助言を得ております。

⑤ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 監査役の報酬について

監査役の報酬については、監査役の経営に関する独立性に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみとしております。なお、各監査役の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	111,245 (3,780)	101,391 (3,780)	—	9,854 (—)	8 (1)
監査役 (うち社外監査役)	10,374 (10,374)	10,374 (10,374)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	121,619 (14,154)	111,765 (14,154)	—	9,854 (—)	11 (4)

- (注) 1 1992年1月18日開催の第32回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額200百万円以内（当該株主総会終結時の取締役の員数は7名）、2020年1月30日開催の第60回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額20百万円以内（当該株主総会終結時の監査役の員数は3名）と決議いただいております。また、上記の報酬限度額とは別に2020年1月30日開催の第60回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬額として年額40百万円以内（当該株主総会終結時の社外取締役を除く取締役の員数は6名）と決議いただいております。
- 2 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、各社外役員が役員等を兼職する法人等と当社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
社外取締役 小山幹夫	当事業年度中に開催の取締役会には、13回中13回出席し、金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験による深い見識と広範な見地から、取締役会において適宜助言又は提言を行っております。また、企業の経営者として企業経営の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしており、客観的・中立的な立場で取締役会における監督機能を担っております。
常勤監査役 (社外監査役) 松村清治	当事業年度中に開催の取締役会には、13回中13回、また、監査役会13回中13回出席し、金融機関及び事業会社で培った豊富な実務経験による専門的見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 長井紳一郎	当事業年度中に開催の取締役会には、13回中13回、また、監査役会13回中13回出席し、弁護士として培ってきた豊富な専門的見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 近藤哲英	当事業年度中に開催の取締役会には、13回中13回、また、監査役会13回中13回出席し、税理士として培ってきた豊富な専門的見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任あづさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

(注) 1 当社と会計監査人との間において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

(1) 当企業集団の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範は、経営理念及び年度経営基本方針を基本として、社内諸規程及びマニュアル等とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に当企業集団の役職員に対し行動規範等に関する研修等を実施する。
- ② 内部監査部門は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、通常の内部監査手続に準じて社長及び監査役会に報告する。
- ③ 法令上疑義のある行為等について、当企業集団の役職員が直接情報提供を行うホットライン（総務部長、経理部長、監査役のEメールアドレス）を設置、運営する。
- ④ 当社は、通報内容を秘守し、通報を行った当企業集団の役職員に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当企業集団の役職員に対し周知徹底する。

(2) 当企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理規程に従い、当企業集団の取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し保存する。
- ② 当企業集団の取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できる。

(3) 当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及びその他管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、配付、研修等を実施するものとし、組織横断的リスク状況の監視及び当企業集団全体の対応は、総務部が行う。
- ② 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、当企業集団の取締役、社員が共有する当企業集団全体の目標を定める。
- ② 業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的目標及び意思決定ルールに基づく権限委譲を含めた効率的な達成の方法を定める。
- ③ 取締役会は、ＩＴを活用して定期的に業績等の進捗状況を確認、改善を促すことを内容とする、当企業集団全体の業務効率を向上させるシステムを構築する。

(5) 監査役がその補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役は、内部監査室、総務部又は経理部所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができる。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとし、当社は、その体制について当企業集団の役職員に対し周知徹底する。

(6) 当企業集団の取締役及び使用者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当企業集団の取締役は、監査役に対して、法令の事項に加え、当企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- ② 当企業集団の役職員は、当企業集団に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び重大な法令、定款違反の事実を発見した場合には、監査役に直接報告することができる。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役会と監査役会との協議により決定する。
- ③ 当社は、監査役へ報告を行った当企業集団の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当企業集団の役職員に対し周知徹底する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役との間で定期的な意見交換会を実施する。
- ② 監査役が、職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書を定め、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制を構築し、それらを整備、運用し、財務報告の信頼性の更なる向上に努める。

(9) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨み、一切関係を持たない。
- ② 不当要求等の問題が発生した場合には、警察及び関係機関や弁護士との連携を緊密に行い対応にあたる。
- ③ 政府機関又は関係機関が公表した反社会的勢力の排除に関する資料等を当企業集団全体に配付した上で、定期的に研修等を実施する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、総務部と内部監査室を中心となり、各事業部門の営業会議等で取締役及び従業員に対し、内部統制システムの重要性に関する研修を定期的に行っております。

内部監査室は、監査計画書に基づき、当社企業集団の内部監査を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制につきましては、当社企業集団の事業環境に関わる様々なリスクの評価を行い、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、統制環境の整備、統制活動の推進及びモニタリング等を実施いたしました。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	注記番号	金額	科 目	注記番号	金額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流動資産			流動負債		
現金及び預金		6,916,629	支 払		2,997,858
受取手形		1,129,637	支 払		82,176
電子記録債券		258,539	掛 手		387,689
売掛金		542,461	工 事		329,152
完成工事未収入		941,884	未 払		1,014,650
契約資産		270,336	未 払		258,003
リース未収入		113,525	法 人		90,412
商品及び製品		2,491,771	消 費		42,395
仕掛け品		170,546	事 業		7,928
未成工事支出		68,335	未 払		60,728
原材料及び貯蔵品		167,383	未 払		296,056
前払費用		665,792	前 約		125,397
その他		67,227	預 貸		6,458
		29,187	賞 与		139,020
			完 成		1,064
			工 事		156,281
			補 償		443
			設 備		
			関 係		
			支 払		
			手 形		
			其 他		
固 定 資 産			固 定 負 債		3,876,200
有形固定資産	※1	5,670,713	長 期 借 入 金	※2	3,530,124
リース用資産		5,366,628	退 職 給 付 に 係 る 負 債		150,355
建物及び構築物	※2	25,985	長 期 未 払 金		59,751
機械装置及び運搬工具	※2	1,119,127	預 り 敷 金 ・ 保 証 金		123,512
工具、器具及び備品		1,118,769	資 産 除 去 債 務		10,004
土地	※2	33,317	繰 延 税 金 負 債		2,452
リース資産		2,970,173	99,255		
			負 債 の 部 合 計		6,874,058
無形固定資産		23,087	(純 資 産 の 部)		
のれん		7,460	株 主 資 本		5,642,289
ソフトウエア		13,928	資 本 剰 余 金		709,742
その他		1,698	利 益 剰 余 金		537,742
			自 己 株 式		4,396,106
投資その他の資産		280,997	その他の包括利益累計額		△1,301
投資有価証券		179,352	その他の有価証券評価差額金		70,995
繰延税金資産		77,081	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		69,593
その他		24,563			1,402
			純 資 産 の 部 合 計		5,713,284
資 産 の 部 合 計		12,587,343	負債及び純資産の部合計		12,587,343

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔自 2024年11月1日
至 2025年10月31日〕

(単位:千円)

科 目	注記番号	金 額
売 上 高		12,639,125
売 上 原 價		10,311,420
売 上 総 利 益		2,327,705
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,668,758
営 業 利 益		658,946
営 業 外 収 益		
受 取 利 息		251
受 取 配 当 金		5,607
受 取 賃 貸 料		4,800
受 取 保 険 金		353
そ の 他		7,161
		18,173
営 業 外 費 用		
支 払 利 息		30,988
そ の 他		2,705
		33,694
経 常 利 益		643,425
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益		335
投 資 有 価 証 券 売 却 益		11,380
		11,716
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損		19,810
		19,810
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		635,330
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		198,261
法 人 税 等 調 整 額		15,098
当 期 純 利 益		421,970
親会社株主に帰属する当期純利益		421,970

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔自 2024年11月1日
至 2025年10月31日〕

(単位：千円)

	注記番号	株主資本				
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高		703,974	531,974	4,092,442	△1,301	5,327,090
当連結会計年度変動額						
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	※1	5,767	5,767	—	—	11,535
剰余金の配当	※3	—	—	△118,306	—	△118,306
親会社株主に帰属する当期純利益		—	—	421,970	—	421,970
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)		—	—	—	—	—
当連結会計年度変動額合計		5,767	5,767	303,663	—	315,199
当連結会計年度末残高		709,742	537,742	4,396,106	△1,301	5,642,289

	注記番号	その他の包括利益累計額			純資産合計
		その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高		77,637	2,973	80,611	5,407,701
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	※1	—	—	—	11,535
剰余金の配当	※3	—	—	—	△118,306
親会社株主に帰属する当期純利益		—	—	—	421,970
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)		△8,044	△1,571	△9,615	△9,615
当連結会計年度変動額合計		△8,044	△1,571	△9,615	305,583
当連結会計年度末残高		69,593	1,402	70,995	5,713,284

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数…………… 1 社
- ・主要な連結子会社の名称………寿鉄工株式会社

2 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度より、寿鉄工株式会社の決算日を9月20日から10月31日へ変更いたしました。決算日の変更に伴い、連結計算書類の作成においては、寿鉄工株式会社の2024年9月21日から2025年10月31日までの13ヶ月と10日間を連結しております。

なお、当該子会社の2025年9月21日から2025年10月31日までの損益につきましては、連結損益計算書を通して調整する方法を採用しております。

これにより、連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………個別法による原価法

（ただし、ライフクリエイト事業については最終仕入原価法）

製品……………移動平均法による原価法

原材料

（木材事業）……………個別法による原価法

（ハウス・エコ事業）……………移動平均法による原価法

仕掛品……………個別法による原価法

未成工事支出金……………個別法による原価法

貯蔵品……………移動平均法による原価法

（ただし、ライフクリエイト事業については最終仕入原価法）

なお、連結貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、リース用資産及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物並びに木材事業福山工場の機械及び装置については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

リース用資産……………7年

建物……………7年～47年

機械及び装置……………5年～17年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。
- (4) 長期前払費用
定額法
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。
- ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 完成工事補償引当金
完成工事引渡後の補償費用の支出に備えるため、実績繰入率により計上しております。
- ④ 工事損失引当金
受注工事の損失に備えるため、発生する工事原価総額の見積額が受注額を超過することが確実視され、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
- ① 木材事業
主に梱包用材、パレット用材、ドラム用材、土木建設仮設用材、木材チップ等の製造・販売及び国産材等の仕入・販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品を引き渡した時点で、顧客がその支配を獲得し履行義務が充足されると判断されますが、出荷時点から製品及び商品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の期間であるため、代替的な取扱いにより、出荷時点で収益を認識しております。
- ② ハウス・エコ事業
主にプレハブハウス・鋼構造物の製造、販売、一般建築及び太陽光発電システムの請負を行っております。このような請負工事は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することができない場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
- 仮設建物等のリース契約物件は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。なお、リース期間終了時に解体撤去を行うリース契約物件の解体費部分の履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
- ③ 太陽光発電売電事業
自然エネルギー等による発電及び売電を行っております。売電収益については、顧客との契約に基づき、電力を供給した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。
- ④ ライフクリエイト事業
ゴルフ場の運営を行っており、顧客に対する各種サービスの提供完了により履行義務が充足されると判断し、サービスの提供完了時点で収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約、金利スワップ取引
ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務等、借入金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程等を定めた経理規程及び職務分掌権限基準表に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、予定取引の主要な取引条件の予測可能性及びその実行可能性を検討し、有効性の評価を行っております。

なお、振当処理によっている外貨建金銭債権債務等に係る為替予約は振当処理の要件を満たしていることを、特例処理によっている金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしていることを確認しており、その判定をもって有効性の評価に代えております。

会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産77,081千円（繰延税金負債との相殺前金額112,992千円）

(2) 会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

当社グループの繰延税金資産は、112,992千円であり、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の総額260,422千円から評価性引当額147,429千円を控除しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識しております。また、当該繰延税金資産の回収可能性に用いられる将来の課税所得の見積りは、経営環境等の外部要因に関する情報や内部情報を考慮して作成され、取締役会で承認された事業計画に基づいております。

将来の課税所得の見積りは、経営環境等の悪化によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合、繰延税金資産の取り崩しに伴う法人税等調整額の計上により、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額	6,586,468千円
--------------------	-------------

※ 2 担保に供している資産及び担保に係る債務	
-------------------------	--

(1) 工場財団組成物件の帳簿価額	
建物及び構築物	806,765千円
機械装置及び運搬具	220,630千円
土地	1,018,971千円
合計	2,046,367千円

(2) 工場財団以外の帳簿価額	
売掛金	19,190千円
建物及び構築物	216,931千円
機械装置及び運搬具	498,894千円
土地	1,807,306千円
合計	2,542,323千円

(3)上記の工場財団組成物件に対応する債務		
1年内返済予定の長期借入金		257,164千円
長期借入金		1,983,762千円
合計		2,240,926千円
(4)上記の工場財団以外に対応する債務		
1年内返済予定の長期借入金		428,146千円
長期借入金		944,819千円
合計		1,372,965千円

連結損益計算書に関する注記

※ 工事損失引当金繰入額

売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額は16,766千円であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

※ 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	1,767,104株	8,365株	—	1,775,469株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての新株の発行 8,365株

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	1,337株	—	—	1,337株

※ 3 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年1月30日 定時株主総会	普通株式	118,306千円	67円00銭	2024年10月31日	2025年1月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議（予定）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年1月29日 定時株主総会	普通株式	106,447千円	利益剰余金	60円00銭	2025年10月31日	2026年1月30日

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金繰り計画及び設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容とそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金、完成工事未収入金、契約資産及びリース未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。顧客の信用リスクに関しては、与信管理規程、販売管理規程及び債権管理業務の承認・報告マニュアルに従い、日々では違算通知書、月次では売掛金残高管理表及び滞留債権管理表等に基づき、取引先ごとの期日及び残高管理を行つとともに、全ての取引先の信用状況について年1回以上確認（与信の更新）を行う体制としております。また、相手先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期発見や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び工事未払金の支払期日は、大半が1年以内であります。

借入金は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引と借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3 会計方針に関する事項（6）重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき、財務・経理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、十分な手許流動性及び金融機関からの借入枠を維持することなどによりリスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引の実行及び管理は財務・経理部門で行っておりますが、担当役員の承認を得たうえで実行しております。

また、財務・経理部門において、銀行に対して定期的に残高確認を実施し、担当役員が残高の妥当性を検討しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2025年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注）参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
リース未収入金	2,491,771	2,491,694	△77
投資有価証券 その他有価証券	167,313	167,313	—
資産計	2,659,085	2,659,007	△77
長期借入金※2	4,544,774	4,477,314	△67,459
負債計	4,544,774	4,477,314	△67,459
デリバティブ取引※3	2,017	2,017	—

※1 「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「完成工事未収入金」、「契約資産」、「支払手形」、「買掛金」、「工事未払金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

※3 デリバティブ取引において生じた債権・債務は純額で表示しております。

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額12,038千円）は、市場価格がないため、「投資有価証券」に含めておりません。

3 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	167,313	—	—	167,313
その他有価証券	—	—	—	—

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース未収入金	—	2,491,694	—	2,491,694
長期借入金	—	4,477,314	—	4,477,314
デリバティブ取引	—	2,017	—	2,017

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 資産

リース未収入金

一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を期日までの期間を考慮した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

② 負債

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に、想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一緒にとして処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

③ デリバティブ取引

為替予約の時価評価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一緒にとして処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

収益認識に関する注記

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	木材事業	ハウス・エコ事業	太陽光発電売電事業	ライフクリエイト事業	
商品及び製品	7,442,915	120,749	—	—	7,563,665
完成工事高	—	2,872,018	—	—	2,872,018
リースに係る解体費	—	69,301	—	—	69,301
太陽光発電の売電による収入	—	—	456,135	—	456,135
ゴルフ場の運営	—	—	—	382,440	382,440
顧客との契約から生じる収益	7,442,915	3,062,068	456,135	382,440	11,343,560
その他の収益	—	1,295,564	—	—	1,295,564
外部顧客への売上高	7,442,915	4,357,633	456,135	382,440	12,639,125

(注) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」に基づく収益であります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。なお、取引対価は、顧客との契約条件に従って支払いを受けております。履行義務を充足してから通常1年を超えて支払いを受けることはないため、重要な金融要素は含まれておりません。なお、顧客との契約に従い、全ての履行義務を充足する前に前受金を受領する場合があります。

3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	426,603
電子記録債権	467,200
売掛金	937,271
完成工事未収入金	218,880
	2,049,955
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	258,539
電子記録債権	542,461
売掛金	941,884
完成工事未収入金	270,336
	2,013,222
契約資産（期首残高）	247,391
契約資産（期末残高）	113,525
契約負債（期首残高）	33,613
契約負債（期末残高）	125,397

契約資産は、主に、工事請負契約について期末日時点で履行義務を充足しているものの未請求の対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

契約負債は、主に、工事請負契約の支払条件に基づき顧客から受け取った前受金（未完工事受入金）に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、33,613千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しています。

1株当たり情報に関する注記

- 1 1株当たり純資産額
- 2 1株当たり当期純利益

3,220円33銭
238円24銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	注記番号	金 額	科 目	注記番号	金 額
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産		6,674,805	流動負債		2,700,167
現金及び預金	※2	1,007,977	貢金	387,689	
受取手形		247,539	工事未払	321,221	
電子記録債権		542,461	年内返済予定の長期借入金	1,001,642	
売掛金		941,884	未払法人税等	246,730	
完成工事未収入		260,194	未払消費税等	85,036	
契約資本		16,569	未払事業税用	37,421	
リース未収入		2,491,771	未払事業費	7,928	
商品及び製品		170,546	前受契約負担	57,214	
仕掛け金		68,335	預り引き当金	296,056	
未成工事支出		156,478	賞与引当金	125,397	
原材料及び貯蔵用		657,370	完成工事補償引当金	6,351	
前払費用		64,780	その他の負担	125,969	
関係会社短期貸付		34,032		1,064	
その他の	※3	14,862		443	
固定資産		5,581,925	固定負債	3,789,362	
有形固定資産	※1	4,935,194	長期借入金	3,465,414	
リース用資産		25,985	退職給付引当金	138,471	
建物	※2	764,644	長期未払金	59,751	
構築物	※2	272,115	預り敷金・保証金	123,512	
機械及び装置	※2	956,296	資産除去債務	2,213	
車両		17,561			
工具、器具及び備品		31,084	負債の部合計	6,489,529	
土地	※2	2,768,253	(純資産の部)		
リース資産		99,255	株主資本	5,698,379	
無形固定資産		14,180	資本剰余金	709,742	
ソフトウエア		12,933	資本準備金	537,742	
電話加入料		918	資本剰余金	537,742	
水道施設利用		329	利益剰余金	4,452,196	
投資その他の資産		632,550	利益剰余金	79,550	
投資有価証券		171,526	その他利益剰余金	4,372,646	
子会社株式		178,613	別途積立金	2,335,000	
敷金及び保証金		14,927	土地圧縮積立金	9,662	
出資		110	繰越利益剰余金	2,027,983	
関係会社長期貸付		181,080	自己株式	△1,301	
破産更生債権		1,746	評価・換算差額等	68,822	
長期前払費用		7,536	その他有価証券評価差額金	67,420	
繰延税金資産		77,010	繰延ヘッジ損益	1,402	
資産の部合計		12,256,731	純資産の部合計	5,767,201	
			負債及び純資産の部合計	12,256,731	

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

〔自 2024年11月1日〕
〔至 2025年10月31日〕

(単位:千円)

科 目	注記 番号	金 額
売 上 高	※1	11,721,897
売 上 原 價	※1、 2	9,472,303
売 上 総 利 益		2,249,594
販売費及び一般管理費		1,614,262
営 業 利 益		635,332
営業外収益		
受取利息	※1	1,363
受取配当金		5,439
受取賃貸料		4,800
受取保険金		353
その他の	※1	4,232
営業外費用		16,189
支払利息		30,010
その他の		639
経常利益		620,871
特別利益		
固定資産売却益	※1	1,035
投資有価証券売却益		11,380
特別損失		12,416
固定資産売却損		19,810
税引前当期純利益		613,476
法人税、住民税及び事業税		192,860
法人税等調整額		△5,987
当期純利益		426,604

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔自 2024年11月1日
至 2025年10月31日〕

(単位：千円)

	注記番号	株主資本						
		資本金	資本剰余金	利益剰余金				
			資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
当期首残高		703,974	531,974	79,550	2,335,000	9,789	1,719,558	4,143,898
当期変動額								
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)		5,767	5,767	—	—	—	—	—
剰余金の配当		—	—	—	—	—	△118,306	△118,306
税率変更による 積立金の調整額		—	—	—	—	△126	126	—
当期純利益		—	—	—	—	—	426,604	426,604
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計		5,767	5,767	—	—	△126	308,425	308,298
当期末残高		709,742	537,742	79,550	2,335,000	9,662	2,027,983	4,452,196

	注記番号	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高		△1,301	5,378,545	77,650	2,973	80,624	5,459,170
当期変動額							
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)		—	11,535	—	—	—	11,535
剰余金の配当		—	△118,306	—	—	—	△118,306
税率変更による 積立金の調整額		—	—	—	—	—	—
当期純利益			426,604	—	—	—	426,604
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	—	△10,230	△1,571	△11,802	△11,802
当期変動額合計		—	319,833	△10,230	△1,571	△11,802	308,031
当期末残高		△1,301	5,698,379	67,420	1,402	68,822	5,767,201

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品……………個別法による原価法

(ただし、ライフクリエイト事業については最終仕入原価法)

② 製品……………移動平均法による原価法

③ 原材料

(木材事業) ………………個別法による原価法

(ハウス・エコ事業) ………………移動平均法による原価法

④ 仕掛品……………個別法による原価法

⑤ 未成工事支出金……………個別法による原価法

⑥ 貯蔵品……………移動平均法による原価法

(ただし、ライフクリエイト事業については最終仕入原価法)

なお、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、リース用資産及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物並びに木材事業福山工場の機械及び装置については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

リース用資産……………7年

建物……………7年～47年

機械及び装置……………5年～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事引渡後の補償費用の支出に備えるため、実績繰入率により計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、発生する工事原価総額の見積額が受注額を超過することが確実視され、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 木材事業

主に梱包用材、パレット用材、ドラム用材、土木建設仮設用材、木材チップ等の製造・販売及び国産材等の仕入・販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品を引き渡した時点で、顧客がその支配を獲得し履行義務が充足されると判断されますが、出荷時点から製品及び商品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の期間であるため、代替的な取扱いにより、出荷時点で収益を認識しております。

(2) ハウス・エコ事業

主にプレハブハウスの製造、販売、一般建築及び太陽光発電システムの請負を行っております。このような請負工事は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することができ見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

仮設建物等のリース契約物件は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。なお、リース期間終了時に解体撤去を行うリース契約物件の解体費部分の履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(3) 太陽光発電売電事業

自然エネルギー等による発電及び売電を行っております。売電収益については、顧客との契約に基づき、電力を供給した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(4) ライフクリエイト事業

ゴルフ場の運営を行っており、顧客に対する各種サービスの提供完了により履行義務が充足されると判断し、サービスの提供完了時点で収益を認識しております。

5 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約、金利スワップ取引
ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務等、借入金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程等を定めた経理規程及び職務分掌権限基準表に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、予定取引の主要な取引条件の予測可能性及びその実行可能性を検討し、有効性の評価を行っております。

なお、振当処理によっている外貨建金銭債権債務等に係る為替予約は振当処理の要件を満たしていることを、特例処理によっている金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしていることを確認しており、その判定をもって有効性の評価に代えております。

会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産77,010千円（繰延税金負債との相殺前金額112,921千円）

(2) 会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

当社の繰延税金資産は、112,921千円であり、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の総額148,762千円から評価性引当額35,841千円を控除しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識しております。また、当該繰延税金資産の回収可能性に用いられる将来の課税所得の見積りは、経営環境等の外部要因に関する情報や内部情報を考慮して作成され、取締役会で承認された事業計画に基づいております。

将来の課税所得の見積りは、経営環境等の悪化によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合、繰延税金資産の取り崩しに伴う法人税等調整額の計上により、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

※1 有形固定資産の減価償却累計額 5,912,428千円

※2 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 工場財団組成物件の帳簿価額

建物	573,475千円
構築物	233,290千円
機械及び装置	220,630千円
土地	1,018,971千円
合計	2,046,367千円

(2) 工場財団以外の帳簿価額

売掛金	19,190千円
建物	172,992千円
機械及び装置	498,894千円
土地	1,605,386千円
合計	2,296,464千円

(3) 上記の工場財団組成物件に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	257,164千円
長期借入金	1,983,762千円
合計	2,240,926千円

(4) 上記の工場財団以外に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	428,146千円
長期借入金	944,819千円
合計	1,372,965千円

※3 関係会社に対する金銭債権 (区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	1,911千円

損益計算書に関する注記

※1 関係会社との取引高	
売上高	139千円
仕入高	60,000千円
営業取引以外の取引による取引高	1,821千円

※2 工事損失引当金繰入額	
売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は11,988千円であります。	

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,337株	—	—	1,337株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	38,420千円
未払事業税	6,294千円
棚卸資産評価減（簿価切下げ）	1,702千円
減損損失	4,419千円
退職給付引当金	43,325千円
未払役員退職慰労金	18,761千円
譲渡制限付株式報酬	14,338千円
資産除去債務	694千円
その他	20,803千円
繰延税金資産小計	148,762千円
評価性引当額	△35,841千円
繰延税金資産合計	112,921千円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△12千円
土地圧縮積立金	△4,422千円
その他有価証券評価差額金	△30,859千円
その他	△615千円
繰延税金負債合計	△35,910千円
繰延税金資産の純額	77,010千円

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年11月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が30.5%から31.4%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	寿鉄工株式会社	所有 直接 100.00%	重量鉄骨の仕入 役員の兼任	資金の貸付 (注)	100,000	関係会社 長期貸付金	181,080

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 寿鉄工株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 1 株当たり純資産額
- 2 1 株当たり当期純利益

3,250円72銭
240円86銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月11日

株式会社オービス
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木重久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福島康生

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オービスの2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月11日

株式会社オービス
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 鈴木重久

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 福島康生

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オービスの2024年11月1日から2025年10月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通説の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月12日

株式会社オービス 監査役会

常勤社外監査役 松村清治㊞

社外監査役 長井紳一郎㊞

社外監査役 近藤哲英㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期（第66期）の期末配当につきましては、業績及び安定配当の継続を考慮し、株主の皆様のご支援に報いるため、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 当期末における株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円00銭 総額 106,447,920円

- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年1月30日

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役松村清治氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式数
まつ むら せい じ 松 村 清 治 (1961年6月8日)	1980年 4月 株式会社広島銀行 入行 2003年 6月 同行 福山西支店長 2015年10月 同行 融資企画部付（管理職待遇） ひろぎんモーゲージサービス株式会社 (現ひろぎんビジネスサービス株式会社) 出向 2021年 6月 同社 担当部長 2022年 1月 当社 常勤監査役（現任）	600株

【監査役会への出席状況】 100% (13回/13回)
【社外監査役候補者とした理由】
候補者は、金融機関出身で質、量ともに豊富な実務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2 松村清治氏は、社外監査役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3 松村清治氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、その就任してからの期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、松村清治氏と同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。同氏の再任が承認可決された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 広島県福山市南松永町四丁目10番10号 木材会館山陽ビル5階大会議室
交 通 J R西日本 山陽本線 松永駅下車 車約5分
おのみちバス 南松永バス停留所 徒歩約18分



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用しています。